

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要（民間事業主関係部分）

1 基本方針等

- ▶ 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- ▶ 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における推進計画を策定（努力義務）。

2 事業主行動計画等

※①～③について大企業（301人以上）：義務／中小企業（300人以下）：努力義務

① 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析

- 状況把握の必須項目（省令で規定）
 - ① 女性採用比率 ② 勤続年数男女差 ③ 労働時間の状況 ④ 女性管理職比率
- ※ 任意項目についてさらに検討（例：非正規雇用から正規雇用への転換状況等）
- ② 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表
（指針に即した行動計画を策定・公表（労働者への周知含む））

③ 女性の活躍に関する情報公表

- 行動計画の必須記載事項
 - ▶ 目標（定量的目標） ▶ 取組内容 ▶ 実施時期 ▶ 計画期間
- ※ 衆議院による修正により、取組実施・目標達成の努力義務が追加

④ 認定制度

- 情報公表の項目（※省令で規定）
 - 女性の職業選択に資するよう、省令で定める情報（限定列挙）から事業主が適切と考えるものを公表

⑤ 履行確保措置

- 認定基準（省令）は、業種毎・企業規模毎の特性等に配慮し、今後検討

厚生労働大臣（都道府県労働局長）による報告徴収・助言指導・勧告

3 その他（施行期等）

- ▶ 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができる（任意）。
- ▶ 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。 ▶ 10年間の時限立法。

一 行動計画策定指針（告示）一

- ▶ 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
 - ▶ 女性の活躍のために解決すべき課題に対応する以下の項目に関する効果的取組等を規定。
 - ▶ 各企業は、これらを参考に自社の課題解決に必要な取組を選択し、行動計画を策定。
- 女性の積極採用に関する取組
- 配置・育成・教育訓練に関する取組
- 継続就業に関する取組
- 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- 女性の積極登用・評価に関する取組
- 雇用形態や職種の転換に関する取組（パート等から正規雇用へ、一般職から総合職へ等）
- 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- 性別役割分担意識の見直し等 職場風土改革に関する取組